



## 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がいにより、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用に不安があるかたが、安心して生活が出来るようにするためのお手伝いをします。

### ◎対象者

- ・認知症、知的・精神障がいがあり、日常生活を送る上で、自分ひとりで判断することに不安があるかた
- ・本人の利用意思確認が出来るかた
- ・稲沢市在住のかた

### ◎支援内容

ご本人の希望に応じて支援します。

ただし、書類預かりのみの希望は、お受けすることが出来ません。

#### ①福祉サービスの利用援助

主に福祉サービスの利用手続きや支払いなど

#### ②日常的な金銭管理

預金の払い戻しや預け入れ、各種支払いや手続きの支援など

#### ③書類などの預かり

貯金通帳や印鑑、本人の重要書類(年金手帳、証書など)

## 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯や障がい者世帯などに対して一時的な必要に応じた資金の貸付け、また相談支援を行い、生活の安定を目指すことを目的としています。

例)・大学進学に必要な費用

・福祉車両を購入する費用 など



※本制度は都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、民生委員が連携して支援を行います。

- 貸付制度になりますので、生活の立て直し、償還が見込めないと判断される場合には貸付けは出来ません。
- 公的給付や他の貸付制度の利用が出来る場合は、そちらが優先になります。
- 貸付けには、一定の条件があり、審査によって貸付けが出来ない場合があります。また、決定までに1ヶ月以上要することがありますので、お早めにご相談ください。

※本事業の詳細や利用に関する相談など、詳しいことはお問い合わせください。